

令和5年12月1日

～紹介状をお持ちでない初診の患者様へ～  
当院では初診時選定療養費として

**3,850** 円 (税込)

を頂いております。

初診時選定療養費について

「初期の診療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は病院で行う。」という医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省が導入した制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院へ初診で受診した場合は、診療費の他に病院が定めた金額を徴収することが義務化されました。この制度に基づき、当院では上記の選定療養費を徴収しております。ご理解賜りますようお願い致します。

但し、次に該当される場合は徴収対象外です。

1. 他医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただいた場合。
2. 救急車での来院、休日・夜間等の時間外診療を緊急受診の場合。
3. 医科と歯科の間で院内紹介により受診した場合。
4. 国、地方単独の公費負担医療（特定の障害、特定の疾病等、子ども医療費受給資格証）の受給対象者の場合。

※ひとり親医療助成の世帯主は除きます。



松山市民病院